

今までの検討状況の整理（親委員会を含む）

		今までの会議における講演・説明等	備考
全般 (質保証が必要とされる背景状況)		講演：「学士課程教育の構築に向けて（審議のまとめ）」について（高祖副委員長） 講演：高等教育の動向と質的保証（金子元久先生） 講演：イギリス高等教育の質・水準保証（安原義仁先生） 講演：高等教育の「質」保証（川嶋委員）	・中教審答申 ・ユニバーサル化、グローバル化、若者の価値観・行動の変化 ・英国の伝統、マス化、デアリング報告、ボローニャプロセス ・「質」とは何か？
学位 (質保証の直接目的)		講演：イギリス高等教育の質・水準保証（安原義仁先生） 講演：大学教育の分野別質保証－「学位」と一体的な議論の必要性（吉川幹事）	・Academic Infrastructure、学外試験委員制度 ・学士課程で養われるべき知識・能力、専攻名称の問題
質保証の方法論	教育プログラム編成のための参照基準	講演：イギリス高等教育の質・水準保証（安原義仁先生） 調査：英国における高等教育の質保証に関する実態調査 資料：英国 QAA の subject benchmark statement 資料：医学等のモデル・コア・カリキュラム（文部科学省） 資料：分科教育基準（大学基準協会）	・subject benchmark statement ・subject benchmark statement(現場レベルの導入状況)
	評価	調査：英国における高等教育の質保証に関する実態調査 講演：高等教育の質保証（荻上紘一先生） 講演：大学教育の日本的特徴と「評価」（苅谷委員）	・現場レベルでの評価の実情 ・大綱化後の状況と課題（設置基準、設置審査、認証評価） ・privatization と階層性、カリキュラムの構造、学内体制の問題
	学習成果とその測定 (ラーニングアウトカム)	講演：高等教育の動向と質的保証（金子元久先生） 講演：高等教育の「質」保証（川嶋委員） 講演：大学学習効果とその測定（木村拓也先生） 講演：専門教育における学修目標の提示と達成度の確認（浦川委員） 説明：OECD 高等教育における学習成果の評価（AHELO）（文部科学省）	・専門領域別テスト、一般能力テスト、学習過程モニタリング ・インプット、プロセス、アウトプット、アウトカムズ ・OECD/AHELO
ジェネリックスキル (質保証すべき能力)	講演：「学士課程教育の構築に向けて（審議のまとめ）」について（高祖副委員長） 説明：産学連携による人材育成の実現に向けて（経済産業省）	・「学士力」 ・「社会人基礎力」	
その他	講演：理工系分野における大学教育の状況（小林委員）	・理工系学部が多様性、問題解決型学習、職業資格の国際化	
(検討方針や考え方の整理)	資料：大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会 分科会の構成 資料：分野の設定並びに選定についての基本的考え方 資料：大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会における審議の全体構造 資料：教養教育・共通教育検討分科会での審議を通して目指すもの 資料：各大学で教育プログラムを編成する上での分野別の「参照基準」の策定に関して		

講演：大学教育と仕事との関係性について（本田由紀先生） →大学教育と職業との接続分科会

講演：大学における「教養」教育の可能性（小林傳司委員） →教養教育・共通教育分科会

講演：グローバル化時代の大学教育－アメリカの大学及び I C U の教養教育を中心に（藤田英典幹事） →教養教育・共通教育分科会

大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会

— 今までの審議経過と今後の予定 —

- 20年5月22日 文部科学省からの審議依頼
- 6月26日 幹事会：設置提案の決定
- 8月14日 幹事会：委員委嘱の決定
- 9月12日 第1回会合 「『学士課程教育の構築に向けて（審議のまとめ）』について」（高祖暲委員長）
- 10月29日 第2回会合 「高等教育の動向と質的保証」（東京大学教授・教育学部長 金子元久先生）
「イギリス高等教育の質・水準保証」（広島大学教授 安原義仁先生）
- 11月6日 第3回会合 「理工系分野における大学教育の状況」（小林信一委員）
「大学教育と仕事との関係性について」（東京大学教授 本田由紀先生）
- 12月19日 第4回会合 「大学における『教養』教育の可能性」（小林傳司委員）
「グローバル化時代の大学教育—アメリカの大学及びICUの教養教育を中心に」（藤田英典幹事）
- 21年1月22日 幹事会：3分科会の設置と委員の委嘱の決定
- 2月下旬～3月上旬 英国での分野別質保証に関する実情調査

質保証枠組み分科会	教養教育・共通教育分科会	大学教育と職業との接続分科会
3月16日 第1回分科会 ・英国調査の報告 ・分野の設定並びに選定についての基本的考え方 等	2月26日 第1回分科会 3月10日 第2回分科会 ・これからの学士課程教育（川嶋太津夫委員） ・最低限度必要な知—大衆を市民へ（河合幹雄委員）	
4月16日 第2回分科会 ・高等教育の「質」保証（川嶋太津夫委員） ・大学教育の分野別質保証（吉川裕美子幹事）	4月17日 第3回分科会 ・「21世紀型」市民をどう考えるか（苅部直委員） ・理系大学教育 現状と改革案（三田一郎委員）	
4月30日 第3回分科会 ・高等教育の質保証（大学評価・学位授与機構教授、中教審大学分科会副分科会長 荻上紘一先生） ・大学教育の日本の特徴と「評価」（苅谷剛彦委員）	5月18日 第4回分科会 ・情報化時代の教養とスキル（鈴木謙介委員） ・デジタル社会のエンサイクロペディストと教養教育（吉見俊哉委員）	
5月27日 第4回分科会（予定） ・大学学習効果とその測定（長崎大学アドミッションセンター 木村拓也先生） ・専門教育における学修目標の提示と達成度の確認（浦川道太郎委員）	5月22日 第5回分科会 ・言語の教育と教養教育（塩川徹也委員） ・教養・知的基盤教育の課題—放送大学を例にして（松本忠夫委員）	6月9日 第1回分科会（予定）

7月～8月

審議結果の取りまとめ（親委員会）

- ※ 最終取りまとめを行う前に公開シンポジウム等を行う予定
- ※ 親委員会は引き続き存続し、分野別の審議を統括
- ※ 大学教育と職業との接続分科会についても必要に応じて暫時審議を継続する可能性

21年9月～22年8月 分野別の審議（第1グループ）

22年4月～23年3月 分野別の審議（第2グループ）

大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会 分科会の構成

1. 具体的な質保証枠組みを検討する分科会

- 分野別質保証に関する基本理念
- 質保証を行う具体的な方法論
 - ・英国等の方式の検証と日本に相応しい方式の検討
 - ・制度全体の運用の在り方
- 分野の選定方針の検討と具体的な分野の選定
 - ・どのような分野を選定するか、どのような単位で行うか
(新しい分野等の実態調査を行う必要性も考えられ、2年越しの検討となる可能性)
- 分野別の審議体制等の検討
 - ・学協会等との連携体制
 - ・個別的な利害の主張を克服するためのルールづくり
- その他
 - ・学位に付記する専攻名称の在り方
 - ・策定後の内容の見直しや分野の追加等の在り方

2. 教養教育／共通教育に関する問題を検討する分科会

- 学士課程教育の在り方に関する基本的な考え方
 - ・大綱化後 17 年を経て、「高等教育のユニバーサル化」とも言われる状況が現出している
下で、専門教育と教養教育／共通教育とが適切に相補う学士課程教育をどう構想するか
 - 教養教育／共通教育において行うべき具体的内容
 - ・趨勢としての学生層の変化を踏まえた基礎教育・導入教育
 - ・現代社会において求められる市民的素養
 - ・専門分野を相対化する異分野の視点 等
 - 学内の体制整備等、上記に取り組む上で必要となる諸条件
- ※ 上記に関しては、総論的な視点だけでなく、例えば理工系、例えば単科大学など、具体的な局面を
念頭に置いた議論も重要と考えられること。

3. 大学と職業との接続に関する問題を検討する分科会

- 「就活」の現状が象徴する大学と職業との接続に関する問題状況と、その背後に存在する、
より本質的な諸問題についての検証（若年労働市場全体の構造的な問題等）
 - 大学の側において改善できること、すべきこと
 - ・キャリア教育の位置付けや、教授方法や教員の資質に対する考え方
 - ・教育課程の編成の在り方や学部や学科の分け方 等
 - 企業や政府に対する問題提起と要請
- ※ 単に就活問題に留まらず、今般の内定取り消し問題を通じて改めて認識されるようになった「新卒
一括採用」という慣行が孕む矛盾（就職を通じて実現される個々人の将来が、卒業時の景況にあまり
に強く規定されてしまうこと）等、幅広く検証すべきと考えられること。

分野の単位の設定並びに分野の選定についての基本的な考え方 (案)

○基本的な留意事項

教育プログラムは、学問の発展や社会のニーズの変化に対応して、常に分野の生成改廃を続けていくものであり、伝統的な学問分野の区分に当てはまらないようなプログラムについても、それらの存在はポジティブな可能性をはらむものとして尊重されねばならないこと

○分野の単位の設定

「分野」として設定される「単位」は、分野としての「実質」を備えており、過度に広範囲でなく、かつまた過度に細分化されていないこと

- 1) 固有の学問分野として一定程度完結しており、かつまた学士課程教育において、独立して系統的な教育プログラムを実施する意義を有するもの
- 2) 固有の専門職業に密接に結びついており、かつまた学士課程教育において、独立して系統的な教育プログラムを実施する意義を有するもの
- 3) 複合的・学際的な分野については、基本的には、複数のもとの分野の組み合わせとして考えるものであるが、既に実質的に一つの分野として認知され、それに対応して系統的な教育プログラムを実施する意義を有する場合に、分野として選定する可能性を否定しない。

※ 複合的・学際的なプログラムや非伝統的なプログラムにおいては、「分野」という枠組みにとらわれないことで、固有の教育研究上の意義を発揮している場合も少なくないので、そうしたプログラムを採用している組織に画一性を強いたり、多様性や柔軟性を損なったりしないような配慮が必要であること

たとえば、そうしたプログラムを採用している組織が、選定された諸分野の各要素を組み合わせでプログラムに独自の体系性を作り出すこと、あるいは、選定された諸分野の各要素とは異なる独自の体系性を工夫したりすることは、奨励されるべきであること

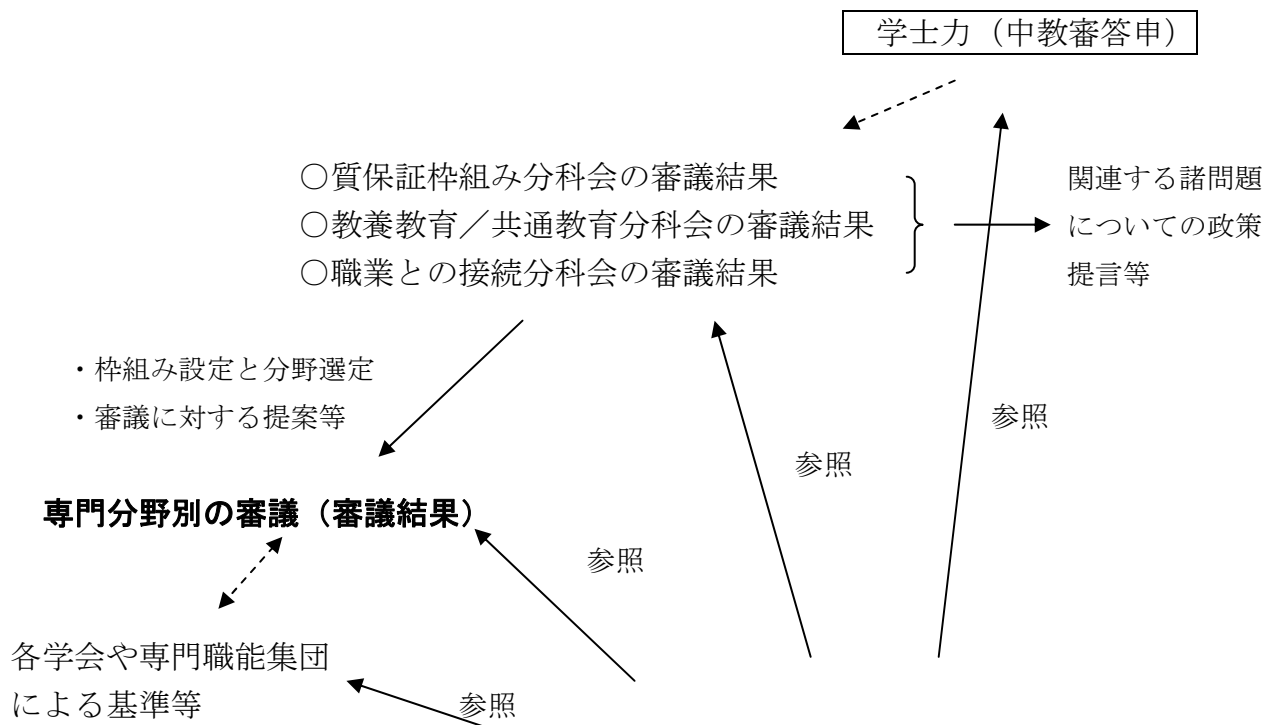
○分野の選定

分野は相当の数が存在すると予想され、すべてを取り上げることは困難であると思われることから、当該分野を履修している学生の数等も参照して、一定数（単年度では 10～15 分野程度）のものを選定すること

※ 当然のことながら、選定されなかった分野について、そのことを以て否定的に見なされるべきものでないことについては特に明確にする必要があること

※ 課題別委員会の審議期間終了後においても、追加や見直しが行われ得る仕組みについて検討しておく必要があること

大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会 における審議の全体構造



各大学は、これら審議結果等を参照基準として活用しつつ、
自主的・自律的に教育プログラムを編成

※ 3つの分科会の審議の「出口」

- ① 専門分野別の審議に対する枠組み設定や提案等
- ② 各大学が教育プログラムを編成する上での参考
(特に教養・共通教育分科会や職業との接続分科会)
- ③ 関連する諸問題についての政策提言等

教養教育・共通教育検討分科会での審議を通して目指すもの (案)

○「教養教育・共通教育」に関連した今日的な新しい概念・役割等の提案

- ・今日の社会を生きる上で重要な意味を有するが、「専門分野に閉じた教育」(＝専門教育ではない)だけでは培うことが困難と考えられる能力や姿勢と、それらを培うための教育の在り方について検討し、提案を行う。
- ・しかしこのことは、従来(専門教育と対比される)「教養教育・共通教育」として位置付けられてきた教育活動全体の在り方を規定しようとするものではなく、従って、「教養教育・共通教育」の定義を更新しようとするものでもない。(従来「教養教育・共通教育」の役割として議論されてきたことを否定しようとするものではない。)
- ・ここで提案する能力や姿勢は、すべての大学に学ぶ学生にとって重要なものであるべきであるが、しかし、それらを培うための具体的なカリキュラム・教育方法は、各大学が置かれた状況に応じて多様な工夫が行い得るものであるべきである。

○教養教育・共通教育と専門教育・専門基礎教育との関係の在り方について

- ・各大学で自律的に判断すべきことを前提としつつ、新しい在り方の可能性について検討し、提案を行う。
- ・本分科会での審議の結果と、今後行われる分野別での審議の結果との関係について。

○その他関連する諸問題

- ・「ジェネリックスキル」のような能力概念について。(他の分科会でも議論の対象となる可能性がある。)
- ・その他

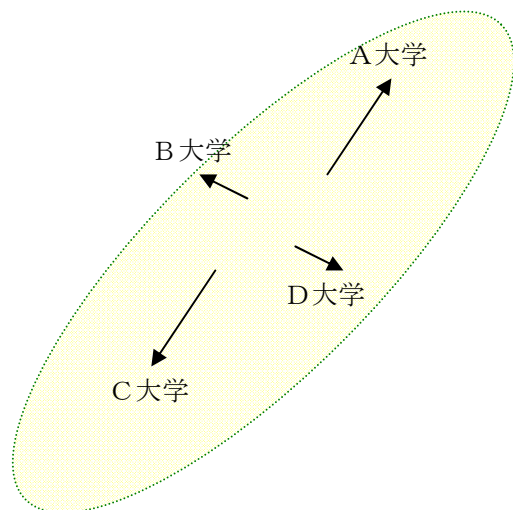
○今後行われる分野別での審議に対する提案

- ・上記の検討結果全体を踏まえて。

各大学で教育プログラムを編成する上での分野別の「参照基準」の策定に関して

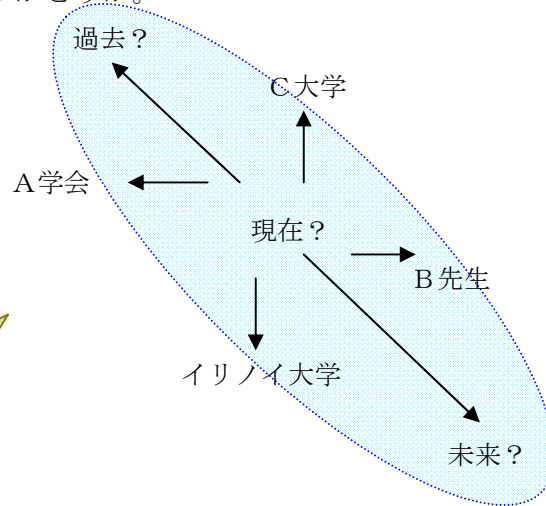
現状の大学教育の多様性

- ・教育理念とプログラム
- ・教員と学生
- ・財務状況その他



「あるべき大学教育像」の多様性

- ・「オーソドックス」があるのかどうか。
- ・どこかに何らかの「オーソドックス」があったとしても、それをそのまま是認して維持普及させるべきなのかどうか。



大学教育の現状に対しては、従来数々の問題提起がなされている

学部段階の専門教育においては、細分化した狭い分野に限定された知識やそれまでの学問研究の成果を単にそのまま知識として教えることに終始するのではなく、基礎・基本を重視しつつ、関連諸科学との関係、学問と個人の人生及び社会との関係を教えることなどを通じて、学生が主体的に課題を探索し解決するための基礎となる能力を育成するよう配慮し工夫することが必要である。

(平成 10 年 中央教育審議会「21 世紀の大学像と今後の改革方策について」)

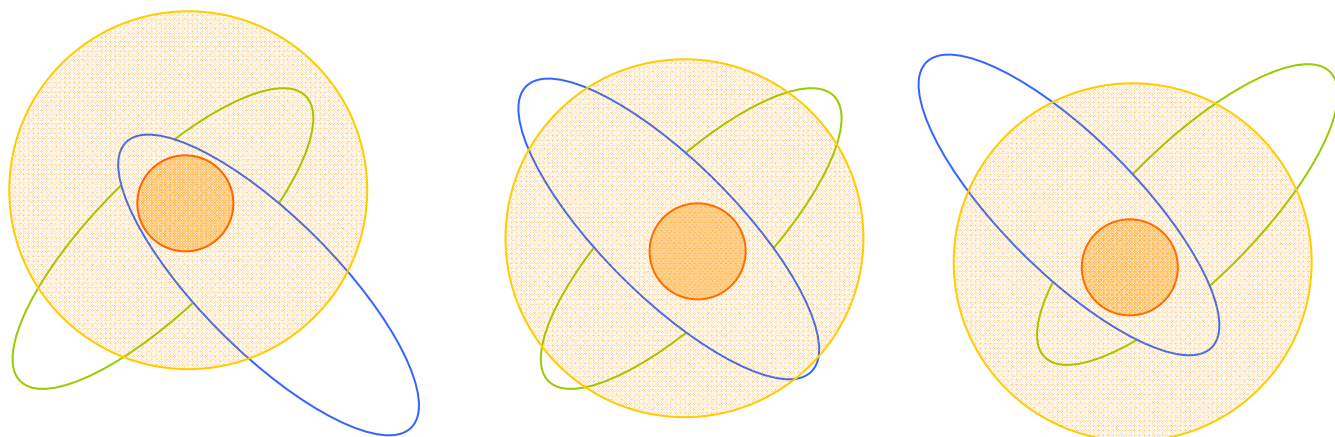
各大学には、大学における「教養教育」や「専門教育」等の在り方を総合的に見直し再構築することにより、現状よりさらに充実した学士課程教育を展開することが強く求められる。

(平成 17 年 中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像」)

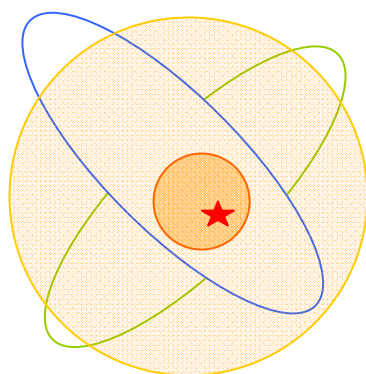
学士の学位があらわすもの：専門分野の学問の知識体系を基礎に編成されたプログラムを履修することにより、基本となる知識、能力をふまえて、批判的、論理的に考え、自ら疑問をもち、問題を解決する力を養う。そうした大学教育を修了したことを表す能力証明

(第 2 回分科会における吉川幹事の発表資料から抜粋)

どこに軸足を置いて参照基準を策定しようとしているのかということについて常に自覚的であること。あまりに極端な立場は避けるべきこと。



問題意識を鮮明にすることは否定されないが、異なる立場を標榜することを含めて、各大学が置かれた状況、個々の教員の見識に基づいた、多様な受容の仕方が許容され得るものとすべきこと。

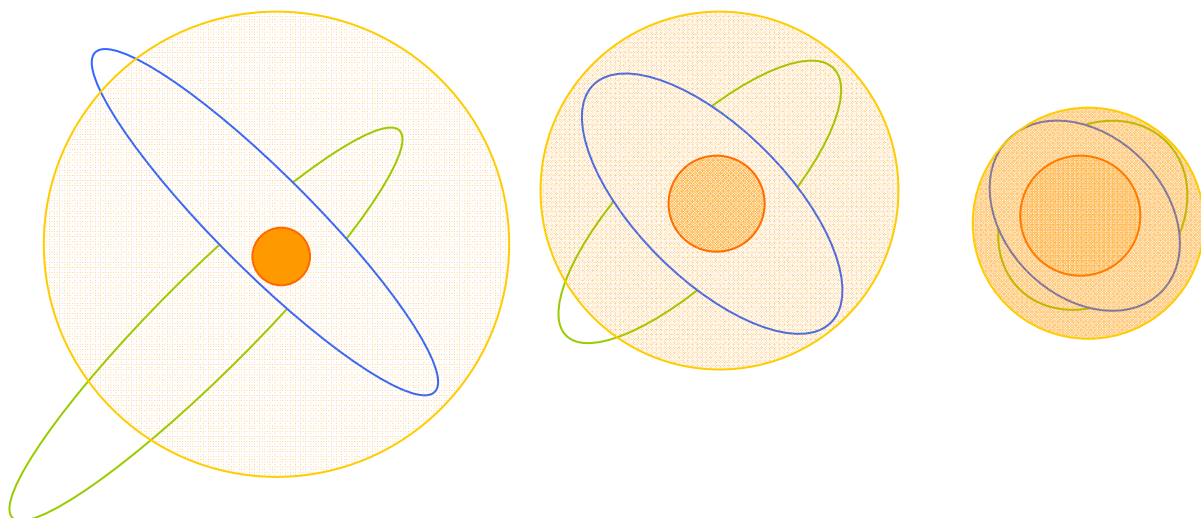


分野によって状況が異なる可能性があること。

人文学

工学

国家資格に直結したような分野



「参照基準」とは、「最大公約数」であるのか？ 「最低基準」であるのか？
「あるべき大学教育像の提案－実現可能性を考慮した」であるのか？